

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第30号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和32年新潟市規則第46号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等

第1節 動産に対する強制執行等（第3条—第9条）

第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等（第10条—第19条）

第3節 債権に対する強制執行等（第20条—第26条）

第3章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分

第1節 動産に対する滞納処分（第27条—第32条）

第2節 不動産又は船舶等に対する滞納処分（第33条—第43条）

第3節 債権に対する滞納処分（第44条—第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方団体の徴収金等について、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和32年法律第94号。以下「法」という。）及び滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（昭和32年政令第248号。以下「政令」という。）に基づいて、徴税吏員等が執行

裁判所，保全執行裁判所，執行官その他の者に通知する場合に用いる書面の様式その他法及び政令を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「滞納処分」又は「動産」，「不動産」，「船舶」，「航空機」，「自動車」，「建設機械」，「小型船舶」若しくは「債権」とは，法第2条第1項又は第3項に規定する滞納処分又は動産，不動産，船舶，航空機，自動車，建設機械，小型船舶若しくは債権をいう。

2 この規則において「徴税吏員等」とは，徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。

## 第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等

### 第1節 動産に対する強制執行等

(差押調書等の閲覧等)

第3条 執行官は，政令第2条の請求をする場合は，別記様式第1号による差押調書等の閲覧・謄写・謄本交付請求書の書面を徴税吏員等に提出するものとする。

(差押財産引渡通知書等)

第4条 政令第3条第1項の書面は，別記様式第2号による差押財産引渡通知書によるものとする。

2 政令第3条第2項の書面は，別記様式第3号による差押財産引渡依頼書によるものとする。

3 政令第3条第3項の規定による通知は，別記様式第4号による差押解除通知書及び差押財産引渡済通知書の書面により行うものとする。

4 政令第3条第4項の規定による通知は，別記様式第5号による差押財産引渡済通知書の書面により行うものとする。

(残余金交付通知書等)

第5条 政令第4条の規定による通知は，別記様式第6号による残余金交付通知書及び別

記様式第7号による残余金計算書の書面により行うものとする。

2 法第4条の動産の滞納処分による売却代金又は有価証券の取立金について、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第50条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による供託をした場合は、徴税吏員等は、その旨を別記様式第8号による売却代金等供託済通知書の書面により執行官に通知するものとする。

3 法第6条第3項の規定による通知は、別記様式第9号による残余金皆無通知書及び別記様式第7号による残余金計算書の書面により行うものとする。

（強制執行続行決定があつた場合の引渡通知書等）

第6条 第4条第1項及び第2項の規定は、政令第5条第1項において準用する政令第3条第1項及び第2項の規定による通知について準用する。

2 政令第5条第2項において準用する国税徴収法（昭和34年法律第147号）第81条の規定による通知は、別記様式第10号による差押財産引渡済通知書の書面により行うものとする。

（交付要求書）

第7条 法第10条第3項の規定による交付の要求は、別記様式第11号による交付要求書の書面により行うものとする。

（仮差押えの執行）

第8条 第3条から第5条までの規定は、滞納処分による差押えがされている動産に対する仮差押えの執行について準用する。ただし、滞納処分による差押え後に仮差押えの執行がされている動産で滞納処分による参加差押えがされているものについては、第4条第1項から第3項までの規定は、この限りでない。

（競売）

第9条 第3条、第4条第1項から第3項まで及び第5条から第7条までの規定は、滞納処分による差押えがされている動産を目的とする担保権の実行としての競売（以下「競売」という。）について準用する。

## 第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等

### (差押解除通知書)

第10条 政令第7条第1項の書面は、別記様式第12号による差押解除通知書及び交付要求解除書によるものとする。

### (残余金交付通知書等)

第11条 第5条第1項の規定は、政令第8条において準用する政令第4条の規定による通知について準用する。

2 第5条第2項の規定は、法第13条第1項の不動産の滞納処分による売却代金について準用する。この場合において、第5条第2項中「執行官」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

3 第5条第3項の規定は、法第17条において準用する法第6条第3項の規定による通知について準用する。

### (強制執行等続行決定通知書等)

第12条 政令第9条において準用する国税徴収法第81条の規定による通知は、別記様式第13号による強制執行等続行決定通知書の書面により行うものとする。

2 第7条の規定は、法第17条において準用する法第10条第3項の規定による交付の要求について準用する。

### (仮差押えの執行)

第13条 第5条第1項の規定は、政令第10条第1項において準用する政令第4条の規定による通知について準用する。

2 第5条第2項の規定は、法第18条第2項の不動産の滞納処分による売却代金について準用する。この場合において、第5条第2項中「執行官」とあるのは、「法第18条第2項の裁判所」と読み替えるものとする。

3 前項の売却代金の残余が生じなかった場合は、徴税吏員等は、その旨を仮差押えの執行をした裁判所に通知するものとする。

4 第5条第3項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

5 第10条の規定は、政令第10条第3項において準用する政令第7条第1項の書面について準用する。

(船舶に対する強制執行)

第14条 第10条から第12条までの規定は、滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対して強制執行が開始された場合について準用する。

(船舶に対する仮差押えの執行)

第15条 第13条の規定は、滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対して仮差押えの執行がされた場合について準用する。

(不動産又は船舶を目的とする競売)

第16条 第10条から第12条までの規定は、滞納処分による差押えがされている不動産を目的とする競売が開始された場合について、第14条の規定は滞納処分による差押えがされている船舶を目的とする競売が開始された場合について準用する。

(航空機に対する強制執行等)

第17条 第14条の規定は滞納処分による差押えがされている航空機に対して強制執行又は競売が開始された場合について、第15条の規定は滞納処分による差押えがされている航空機に対して仮差押えの執行がされた場合について準用する。

(自動車等に対する強制執行及び競売)

第18条 第11条及び第12条の規定は滞納処分による差押え後に強制執行又は競売が開始された自動車、建設機械又は小型船舶（以下この項において「差押競合自動車等」という。）について、第4条第1項及び第2項（これらの規定を第6条第1項において準用する場合を含む。）の規定は差押競合自動車等で徴税吏員等が占有しているものについて、第10条の規定は差押競合自動車等で徴税吏員等が占有していないものについて準用する。

2 政令第12条の3第4項において準用する政令第14条第4項前段の規定による通知

は、別記様式第14号による差押財産引受通知書の書面により行うものとする。

(自動車等に対する仮差押えの執行)

第19条 第13条の規定は滞納処分による差押えがされている自動車又は建設機械に対して仮差押えの執行がされた場合について、前条第2項の規定は滞納処分による差押えがされている自動車、建設機械又は小型船舶に対してその取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた場合について、第4条第1項から第3項までの規定は滞納処分による差押えがされている自動車又は建設機械に対してその取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた場合において徴税吏員等がその占有をしているときについて準用する。

### 第3節 債権に対する強制執行等

(事情届)

第20条 政令第12条の5第1項の書面は、別記様式第15号による事情届によるものとする。

(事情届通知書)

第21条 政令第12条の6第1項の書面は、別記様式第16号による事情届通知書によるものとする。

(債権差押解除通知書等)

第22条 政令第12条の7第1項の書面は、別記様式第17号による債権差押解除通知書及び交付要求解除書によるものとする。

2 第4条第1項及び第2項の規定は、政令第12条の7第4項において準用する政令第3条第1項及び第2項の書面について準用する。

(第三債務者からの取立金等の残余の交付の際の通知等)

第23条 第5条第1項の規定は、政令第12条の8において準用する政令第4条の規定による通知について準用する。

2 第5条第2項の規定は、法第20条の8第1項に規定する差押え競合債権の滞納処分

による第三債務者からの取立金若しくは法第20条の6第1項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金について準用する。この場合において、第5条第2項中「執行官」とあるのは、「執行裁判所」と読み替えるものとする。

3 第5条第3項の規定は、法第20条の8第1項において準用する法第6条第3項の規定による通知について準用する。

(強制執行続行の決定があった場合の処置)

第24条 第7条の規定は、法第20条の8第1項において準用する法第10条第3項の規定による交付の要求について準用する。

2 第12条第1項及び第22条第2項の規定は、法第20条の8第1項に規定する差押え競合債権につき強制執行続行の決定があった場合について準用する。

(仮差押えの執行)

第25条 第13条第1項から第4項まで、第20条及び第21条の規定は滞納処分による差押えがされている債権に対して仮差押えの執行がされた場合について、第22条第1項の規定は政令第12条の11第1項において準用する政令第12条の7第1項の書面について準用する。この場合において、第13条第2項及び第3項中「売却代金」とあるのは、「第三債務者からの取立金若しくは法第20条の9第1項において準用する法第20条の6第1項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と読み替えるものとする。

(担保権の実行又は行使)

第26条 第20条から第24条までの規定は、滞納処分による差押えがされている債権を目的とする担保権の実行又は行使について準用する。

第3章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分

第1節 動産に対する滞納処分

(差押書及び交付要求書)

第27条 法第21条第2項の書面は、別記様式第18号による差押書及び交付要求書に

よるものとする。

(差押財産引受通知書)

第28条 政令第14条第4項の規定による通知は、別記様式第14号による差押財産引受通知書の書面により行うものとする。

(差押解除書等)

第29条 法第24条の書面は、別記様式第19号による差押解除書及び交付要求解除書によるものとする。

(滞納処分続行承認の決定があった場合の差押財産引受通知書)

第30条 第28条の規定は、政令第16条において準用する政令第14条第4項の規定による通知について準用する。

(仮差押物に対する滞納処分)

第31条 第4条及び第5条の規定は、仮差押えの執行後に滞納処分による差押えをした動産について準用する。ただし、その動産で滞納処分による参加差押えがされているものについては、第4条第1項から第3項までの規定は、この限りでない。

(競売による差押えがされている動産に対する滞納処分)

第32条 第27条から第30条までの規定は、競売による差押えがされている動産に対する滞納処分について準用する。

## 第2節 不動産又は船舶等に対する滞納処分

(差押通知書及び交付要求書)

第33条 政令第19条の書面は、別記様式第20号による差押通知書及び交付要求書によるものとする。

(強制競売等終了通知書)

第34条 政令第20条の規定による通知は、別記様式第21号による強制競売等終了通知書の書面により行うものとする。

(差押解除通知書)



第35条 第10条の規定は、政令第21条第2項において準用する政令第7条第1項の書面について準用する。

(滞納処分続行通知書)

第36条 政令第22条において準用する政令第20条の規定による通知は、別記様式第22号による滞納処分続行通知書の書面により行うものとする。

(仮差押不動産に対する滞納処分)

第37条 第13条の規定は、仮差押えの執行後に滞納処分による差押えをした不動産について準用する。

(強制執行が開始されている船舶に対する滞納処分)

第38条 第33条から第36条までの規定は、強制執行が開始されている船舶で登記されるものに対して滞納処分による差押えがされた場合について準用する。

(仮差押えの執行がされている船舶に対する滞納処分)

第39条 第13条の規定は、仮差押えの執行がされている船舶で登記されるものに対して滞納処分による差押えがされた場合について準用する。

(競売の開始決定があった不動産又は船舶に対する滞納処分)

第40条 第33条から第36条までの規定は競売の開始決定があった不動産に対して滞納処分による差押えがされた場合について、第38条の規定は競売の開始決定があった船舶に対して滞納処分による差押えがされた場合について準用する。

(航空機に対する滞納処分)

第41条 第38条の規定は強制執行又は競売が開始されている航空機に対して滞納処分による差押えがされた場合について、第39条の規定は仮差押えの執行がされている航空機に対して滞納処分による差押えがされた場合について準用する。

(強制執行又は競売が開始されている自動車等に対する滞納処分)

第42条 第33条から第35条までの規定は強制執行又は競売が開始されている自動車、建設機械又は小型船舶に対して滞納処分による差押えがされた場合について、第18条

第2項及び第36条の規定は強制執行又は競売の開始後に滞納処分による差押えがされた自動車又は建設機械（以下この項において「差押競合自動車等」という。）につき滞納処分続行承認の決定があった場合について、第4条第1項及び第2項の規定は徴税吏員等が差押競合自動車等を占有した場合について準用する。

- 2 第28条の規定は、政令第27条第2項において準用する政令第14条第4項前段の規定による通知について準用する。

（仮差押えの執行がされている自動車等に対する滞納処分）

第43条 第13条及び第18条第2項の規定は、仮差押えの執行がされている自動車、建設機械又は小型船舶に対して滞納処分による差押えがされた場合について準用する。

- 2 第4条第1項から第3項までの規定は、政令第28条第2項において準用する政令第3条第1項から第3項までの規定による通知について準用する。

### 第3節 債権に対する滞納処分

（債権差押通知書等）

第44条 政令第29条第1項の書面は、別記様式第23号による債権差押通知書によるものとする。ただし、動産の引渡しを目的とする債権又は動産の引渡しを目的としない債権で条件付若しくは期限付であるもの若しくは反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものに対して滞納処分による差押えをした場合には、別記様式第24号による債権差押通知書及び交付要求書によるものとする。

- 2 政令第29条第2項の書面は、別記様式第25号による滞納現在額申立書によるものとする。

- 3 政令第29条第3項の規定による通知は、別記様式第26号による債権差押通知書によるものとする。

（債権差押解除通知書）

第45条 第22条第1項の規定は、政令第30条第2項において準用する政令第12条の7第1項の書面について準用する。

(強制競売等終了通知書等)

第46条 第34条及び第36条の規定は法第36条の11第1項に規定する差押え競合債権（以下この条において「差押え競合債権」という。）について、第28条（第30条において準用する場合を含む。）の規定は差押え競合債権で動産の引渡しを目的とするものについて準用する。

(仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分)

第47条 第25条の規定は、仮差押えの執行がされている債権に対して滞納処分による差押えがされた場合について準用する。

(担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分)

第48条 第44条から第46条までの規定は、担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分について準用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

差押調書等の閲覧・謄写・謄本交付請求書

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

地方裁判所

支部

執行官

印

閲覧

下記のとおり、滞納者が所有している財産に関する差押調書等の謄写  
 謄本の交付  
 を請求します。

|        |                  |     |  |
|--------|------------------|-----|--|
| 滞納者    | 住（居）所<br>（所在地）   |     |  |
|        | 氏名<br>（名称）       |     |  |
| 債権者    | 住（居）所<br>（所在地）   |     |  |
|        | 氏名<br>（名称）       |     |  |
| 事件番号   |                  | 事件名 |  |
| 財産の表示  | (名称, 数量, 性質及び所在) |     |  |
| 請求する書類 |                  |     |  |

別記様式第2号（第4条関係）

|   |                |                |  |
|---|----------------|----------------|--|
| 差押財産引渡通知書   |                |                |  |
| 年 月 日   |                |                |  |
| 所在地   |                |                |  |
| 地方裁判所 支部<br>執行官 様                                       |                |                |  |
| 新潟市長 印  |                |                |  |
| 下記の財産を引き渡しますので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する<br>政令 の規定により通知します。 |                |                |  |
| 滞納者   | 住（居）所<br>（所在地） |                |  |
|   | 氏名<br>（名称）     |                |  |
| 事件番号  |                | 事件名            |  |
| 財産の表示   |                | （名称，数量，性質及び所在） |  |
| 引渡年月日   |                | 年 月 日          |  |
| 引渡場所  |                |                |  |
| 引渡しの方法等   |                |                |  |
| 参加差押え   | 執行機関           | 所在地            |  |
|   |                | 名称             |  |
|   | 財産の表示          | （名称，数量，性質及び所在） |  |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第3号（第4条関係）

差押財産引渡依頼書

年 月 日

住（居）所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称） 様

新潟市長 印

あなたが保管している下記の財産を執行官に引き渡してください。  
 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令 の規定により依頼します。

|         |                  |     |  |
|---------|------------------|-----|--|
| 所属地方裁判所 | 地方裁判所 支部         |     |  |
| 執行官     |                  |     |  |
| 事件番号    |                  | 事件名 |  |
| 財産の表示   | (名称, 数量, 性質及び所在) |     |  |
| 備考      |                  |     |  |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第4号（第4条関係）

差押解除通知書及び差押財産引渡済通知書

年 月 日

住（居）所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称） 様

新潟市長 印

下記の財産は、執行官に引き渡し、差押えを解除しましたので、国税徴収法第81条及び滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令の規定により通知します。

|         |                |    |
|---------|----------------|----|
| 所属地方裁判所 | 地方裁判所          | 支部 |
| 執行官     |                |    |
| 滞納者     | 住（居）所<br>（所在地） |    |
|         | 氏名<br>（名称）     |    |
| 財産の表示   | （名称，数量，性質及び所在） |    |
| 引渡年月日   | 年 月 日          |    |
| 備考      |                |    |

別記様式第5号（第4条関係）

|  |                |                |       |
|--|----------------|----------------|-------|
| 差押財産引渡済通知書   |                |                |       |
|  |                |                | 年 月 日 |
| 所在地  |                |                |       |
| 地方裁判所  |                | 支部             |       |
| 執行官  |                | 様              |       |
| 新潟市長   |                |                | 印     |
| 下記の財産は、参加差押えに係る行政機関等に引き渡しましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令の規定により通知します。 |                |                |       |
| 滞<br>納<br>者  | 住（居）所<br>（所在地） |                |       |
|  | 氏名<br>（名称）     |                |       |
| 事件番号   |                | 事件名            |       |
| 財産の表示  |                | （名称，数量，性質及び所在） |       |
| 引渡年月日  |                | 年 月 日          |       |
| 引き渡した書類名   |                |                |       |
| 引き渡<br>した行政機<br>関等   | 所在地            |                |       |
|  | 名称             |                |       |
| 備考   |                |                |       |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。



別記様式第6号（第5条関係）

|   |                |                |  |
|---|----------------|----------------|--|
| <p>残余金交付通知書</p>   |                |                |  |
| <p>年 月 日</p>  |                |                |  |
| <p>所在地</p>  |                |                |  |
| <p>地方裁判所 支部</p>   |                | <p>執行官 様</p>   |  |
| <p>新潟市長 印</p>   |                |                |  |
| <p>売却代金<br/>                 下記の財産の取立金 について、滞納者に交付すべき残余金を残余金計算書の<br/>                 払渡金</p> |                |                |  |
| <p>とおり交付しますので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令<br/>                 の規定により通知します。</p>                   |                |                |  |
| 滞<br>納<br>者   | 住（居）所<br>（所在地） |                |  |
|   | 氏名<br>（名称）     |                |  |
| 事件番号  |                | 事件名            |  |
| 財産の表示   |                | （名称，数量，性質及び所在） |  |
| 滞納者に交付す<br>べき残余金  |                | 円              |  |
| 交付年月日   |                | 年 月 日          |  |
| 交付の方法   |                |                |  |
| 備考  |                |                |  |

注 根拠条文等は，適切なものを記載すること。

別記様式第7号（第5条関係）

| 残余金計算書      |                       |              |      |      |    |
|-------------|-----------------------|--------------|------|------|----|
| 換価財産の表示     |                       |              |      |      |    |
| 受入          | 年月日                   | 換価財産等        | 金額   | 備考   |    |
|             |                       |              | 円    |      |    |
|             |                       |              |      |      |    |
|             |                       |              |      |      |    |
|             |                       |              |      |      |    |
|             |                       |              |      |      |    |
|             |                       | 計            |      |      |    |
| 支払          | 債権者の住（居）所（所在地）・氏名（名称） | 新潟市長が確認した債権額 | 配当順位 | 配当金額 | 備考 |
|             | .....                 | 円            |      | 円    |    |
|             | .....                 |              |      |      |    |
|             | .....                 |              |      |      |    |
|             | .....                 |              |      |      |    |
|             | .....                 |              |      |      |    |
|             | .....                 |              |      |      |    |
|             | 計                     |              |      |      |    |
| 滞納者に交付すべき金額 |                       |              | 円    |      |    |
| 交付する金額の計算   | 残余金として交付すべき金額         |              | 円    |      |    |
|             | 送料その他の支払い             |              |      |      |    |
|             |                       |              |      |      |    |
|             | 交付する金額                |              |      |      |    |

別記様式第8号（第5条関係）

|   |                |
|---|----------------|
| 売却代金等供託済通知書   |                |
| 年 月 日   |                |
| 所在地   |                |
| 地方裁判所   | 支部             |
| 執行官   | 様              |
| 新潟市長 印  |                |
| <p>売却代金<br/>                 下記の財産の取立金 について、滞納者に交付すべき残余金の額が確定しな<br/>                 払渡金</p>                      |                |
| <p>第50条第1項<br/>                 のため、国税徴収法施行令 第50条第4項において準用する同条第1項 の規<br/>                 定により供託しましたので、通知します。</p> |                |
| 滞<br>納<br>者   | 住（居）所<br>（所在地） |
|   | 氏名<br>（名称）     |
| 事件番号  | 事件名            |
| 財産の表示   | （名称，数量，性質及び所在） |
| 供託した金額  | 金 円            |
| 供託した日時  | 年 月 日 午前 午後 時  |
| 供<br>託<br>事<br>由  | 供託番号           |
|   | 供託所            |
|   | 事由             |
| 備考  |                |

別記様式第9号（第5条関係）

|   |                |                |  |
|---|----------------|----------------|--|
| <p>残余金皆無通知書</p>   |                |                |  |
| <p>年 月 日</p>  |                |                |  |
| <p>所在地</p>  |                |                |  |
| <p>地方裁判所</p>  |                | <p>支部</p>      |  |
| <p>執行官</p>  |                | <p>様</p>       |  |
| <p>新潟市長</p>   |                | <p>印</p>       |  |
| <p>売却代金<br/>下記の財産の 取立金 について、残余金計算書のとおり滞納者に交付すべき<br/>払渡金</p> |                |                |  |
| <p>残余が生じないので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する 法律<br/>政令</p>            |                |                |  |
| <p>の規定により通知します。</p>   |                |                |  |
| 滞<br>納<br>者   | 住（居）所<br>（所在地） |                |  |
|   | 氏名<br>（名称）     |                |  |
| 事件番号  |                | 事件名            |  |
| 財産の表示   |                | （名称，数量，性質及び所在） |  |
| 備考  |                |                |  |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第10号（第6条関係）

|   |                |
|---|----------------|
| 差押財産引渡済通知書  |                |
| 年 月 日   |                |
| 住（居）所（法人にあっては所在地）   |                |
| 氏名（法人にあっては名称） 様   |                |
| 新潟市長 印  |                |
| <p>下記の財産は、執行官に引き渡しましたので、滞納処分と強制執行等との<br/>                 手続の調整に関する政令 において準用する国税徴収法第81条<br/>                 の規定により通知します。</p> |                |
| 所属地方裁判所   | 地方裁判所 支部       |
| 執行官   |                |
| 滞納者   | 住（居）所<br>（所在地） |
|   | 氏名<br>（名称）     |
| 財産の表示   | （名称，数量，性質及び所在） |
| 引渡年月日   | 年 月 日          |
| 差押年月日   | 年 月 日          |
| 備考  |                |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

|   |                |    |       |    |   |                  |                  |   |
|---|----------------|----|-------|----|---|------------------|------------------|---|
| <p style="margin: 0;">交付要求書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">所在地</p> <p style="margin: 0; margin-left: 100px;">地方裁判所 支部</p> <p style="margin: 0; margin-left: 100px;">執行官 様</p> <p style="margin: 0; margin-left: 200px;">新潟市長 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">下記のとおり滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に<br/>                 関する 法律 政令 の規定により、交付の要求をします。</p> |                |    |       |    |   |                  |                  |   |
| 滞<br>納<br>者   | 住(居)所<br>(所在地) |    |       |    |   |                  |                  |   |
|   | 氏名<br>(名称)     |    |       |    |   |                  |                  |   |
| 滞<br>納<br>金<br>額  | 税目             | 年度 | 納期限   | 税額 |   | 延滞金額             | 滞納処分費            | 計 |
|   |                |    |       | 円  | 円 | 法律による<br>金額<br>円 | 法律による<br>金額<br>円 |   |
|   |                |    |       |    |   |                  |                  |   |
|   |                |    |       |    |   |                  |                  |   |
|   |                |    |       |    |   |                  |                  |   |
|   |                |    |       |    |   |                  |                  |   |
| は 交<br>付 要<br>求 に<br>係 る<br>財 産<br>又  |                |    |       |    |   |                  |                  |   |
|   | 執行機関           |    |       |    |   |                  |                  |   |
|   | 差押年月日          |    | 年 月 日 |    |   |                  |                  |   |
| 備考  |                |    |       |    |   |                  |                  |   |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第12号（第10条関係）

|   |                |                |       |
|---|----------------|----------------|-------|
| 差押解除通知書及び交付要求解除書  |                |                |       |
| 年 月 日   |                |                |       |
| 所在地   | 地方裁判所<br>執行官   | 支部             | 様     |
|   |                | 新潟市長           | 印     |
| <p>下記の財産の差押えを解除しましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する 法律 法令 の規定により通知します。</p> <p>なお、交付の要求も解除します。</p> |                |                |       |
| 滞納者   | 住（居）所<br>（所在地） |                |       |
|   | 氏名<br>（名称）     |                |       |
| 事件番号  |                | 事件名            |       |
| 財産の表示   |                | （名称，数量，性質及び所在） |       |
| 差押え   | 執行機関           | 所在地            |       |
|   |                | 名称             |       |
|   | 差押年月日          |                | 年 月 日 |
|   | 差押解除年月日        |                | 年 月 日 |
| 交付要求年月日   |                | 年 月 日          |       |
| 参加差押え   | 執行機関           | 所在地            |       |
|   |                | 名称             |       |
|   | 財産の表示          | （名称，数量，性質及び所在） |       |
| 備考  |                |                |       |

注 根拠条文等は，適切なものを記載すること。

別記様式第13号（第12条関係）

|  |                |                |     |
|--|----------------|----------------|-----|
| <p>強制執行等続行決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住（居）所（法人にあっては所在地）<br/>氏名（法人にあっては名称） 様</p> <p style="text-align: right;">新潟市長 印</p> <p style="text-align: center;">強制執行<br/>下記の財産について 担保権の実行としての競売 を続行する旨の決定がありました<br/>担保権の実行又は行使</p> <p>ので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令 において<br/>準用する国税徴収法第81条の規定により通知します。</p> |                |                |     |
| 滞<br>納<br>者  | 住（居）所<br>（所在地） |                |     |
|  | 氏名<br>（名称）     |                |     |
| 財産の表示  |                | （名称，数量，性質及び所在） |     |
| 決定をした裁判所の<br>名称  |                | 地方裁判所          |     |
| 事件番号   |                |                | 事件名 |
| 続行決定年月日  |                | 年 月 日          |     |
| 差押年月日  |                | 年 月 日          |     |
| 備考   |                |                |     |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。



別記様式第14号（第18条関係）

差押財産引受通知書

年 月 日

住（居）所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称） 様

新潟市長 印

年 月 日に 執行官  
保管人 から下記の財産の引渡しを受けましたので、滞納

処分と強制執行等との手続の調整に関する政令 の規定により通知  
します。

|            |                |                  |     |
|------------|----------------|------------------|-----|
| 滞納者        | 住（居）所<br>（所在地） |                  |     |
|            | 氏名<br>（名称）     |                  |     |
| 事件番号       |                |                  | 事件名 |
| 財産の表示      |                | (名称, 数量, 性質及び所在) |     |
| 差押年月日      |                | 年 月 日            |     |
| 執行官<br>保管人 | 住（居）所<br>（所在地） |                  |     |
|            | 氏名<br>（名称）     |                  |     |
| 備考         |                |                  |     |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第15号（第20条関係）

|   |              |  |  |
|---|--------------|--|--|
| <p>事情届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 新潟市長</p> <p style="text-align: center;">第三債務者<br/>住(居)所(法人にあっては所在地)<br/>氏名(法人にあっては名称) 印</p> <p>下記の金額を供託しましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 の規定により、その事情を届け出ます。</p> |              |  |  |
| 差押債権の表示   | 滞納者<br>(債権者) | 住(居)所<br>(所在地)   |  |
|   |              | 氏名<br>(名称)   |  |
|   | 差押年月日        | 年 月 日  |  |
|   | 差押債権         |  |  |
| 供託した金額  |              | 金 円  |  |
| 供託した日時  |              | 年 月 日 午前 午後 時  |  |
| 供託の事由   | 供託番号         |  |  |
|   | 供託所          | 法務局  |  |
|   | 1            | この届出をすることとなった債権差押通知書の送達日<br>年 月 日  |  |
|   | 2            | 上記1と競合する差押命令若しくは仮差押命令又は他の滞納処分による差押え  |  |
|   | (1)          | 差押命令又は仮差押命令<br>ア 執行裁判所又は保全執行裁判所<br>裁判所 支部 年( )第 号<br>イ 債権者名<br>ウ 差押命令又は仮差押命令の送達日 年 月 日<br>エ 差押金額 円 |  |
|   | (2)          | 他の滞納処分による差押え<br>ア 執行機関(所在地・名称)<br>イ 差押通知書の送達日 年 月 日<br>ウ 差押金額 円                                    |  |
| 備考  |              |  |  |

注1 この届出書は、法第20条の6第2項（法第20条の9第1項、第20条の10及び第36条の12第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする場合に用いるものとする。

2 根拠条文は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、右欄に定める条項を記載する。

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| (1) 滞納処分による差押えがされている金銭の支払を目的とする債権について強制執行による差押命令の送達を受け、その債権の全額に相当する金銭を供託した場合       | 第20条の6第2項                     |
| (2) 滞納処分による差押えがされている金銭の支払を目的とする債権について仮差押命令の送達を受け、その債権の全額に相当する金銭を供託した場合             | 第20条の9第1項において準用する同法第20条の6第2項  |
| (3) 滞納処分による差押えがされている金銭の支払を目的とする債権について担保権の実行又は行使による差押命令の送達を受け、その債権の全額に相当する金銭を供託した場合 | 第20条の10において準用する同法第20条の6第2項    |
| (4) 仮差押えの執行がされている金銭の支払を目的とする債権について滞納処分による債権差押通知書の送達を受け、その債権の全額に相当する金銭を供託した場合       | 第36条の12第1項において準用する同法第20条の6第2項 |

3 供託書正本を添付する。

別記様式第16号（第21条関係）

|  |                |                |       |
|--|----------------|----------------|-------|
| 事情届通知書   |                |                |       |
| 年 月 日  |                |                |       |
| 所在地<br><div style="text-align: center; margin-top: 10px;">                     地方裁判所 支部 様<br/>                     新潟市長 印                 </div> |                |                |       |
| 下記のとおり事情の届出を受けましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 の規定により通知します。   |                |                |       |
| 滞納者  | 住（居）所<br>（所在地） |                |       |
|  | 氏名<br>（名称）     |                |       |
| 債権の表示等   | 事件番号           |                | 事件名   |
|  | 第三債務者          | 住（居）所<br>（所在地） |       |
|  |                | 氏名<br>（名称）     |       |
|  | 債権の表示          |                |       |
| 滞納処分<br>の<br>状況  | 執行機関           | 当庁分            | 他庁分   |
|  | 所在地            |                |       |
|  | 名称             |                |       |
|  | 差押年月日          | 年 月 日          | 年 月 日 |
|  | 差押えの範囲         |                |       |
|  | 供託した金額         | 金 円            |       |
| 供託した日時   | 年 月 日 午前 午後 時  |                |       |
| 供託事由等  | 供託番号           |                |       |
|  | 供託所            | 法務局            |       |
|  | 事由             |                |       |
| 備考   |                |                |       |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第17号（第22条関係）

|   |                |                |       |
|---|----------------|----------------|-------|
| 債権差押解除通知書及び交付要求解除書  |                |                |       |
| 年 月 日   |                |                |       |
| 所在地   | 地方裁判所<br>執行官   | 支部<br>様        |       |
| 新潟市長  |                |                | 印     |
| <p>下記の債権の差押えを解除しましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律<br/>政令の規定により通知します。</p> <p>なお、交付の要求も解除します。</p> |                |                |       |
| 滞納者   | 住（居）所<br>（所在地） |                |       |
|   | 氏名<br>（名称）     |                |       |
| 事件番号  |                | 事件名            |       |
| 債権の表示等  | 第三債務者          | 住（居）所<br>（所在地） |       |
|   |                | 氏名<br>（名称）     |       |
|   | 債権の表示          |                |       |
| 差押え   | 執行機関           | 所在地            |       |
|   |                | 名称             |       |
|   | 差押年月日          |                | 年 月 日 |
|   | 差押解除年月日        |                | 年 月 日 |
| 交付要求年月日   |                | 年 月 日          |       |
| 差押解除の範囲   |                |                |       |
| 備考  |                |                |       |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第18号（第27条関係）

|   |                |                  |     |    |     |         |         |   |
|---|----------------|------------------|-----|----|-----|---------|---------|---|
| <p style="margin: 0;">差押書及び交付要求書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">所在地<br/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin: 0 auto;"> <span>地方裁判所 支部</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin: 0 auto;"> <span>執行官 様</span> </div> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">新潟市長 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の規定により、下記の財産に対して差押えをします。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">なお、国税徴収法第82条第1項の規定により交付の要求をします。</p> </p> |                |                  |     |    |     |         |         |   |
| 滞納者   | 住（居）所<br>（所在地） |                  |     |    |     |         |         |   |
|   | 氏名<br>（名称）     |                  |     |    |     |         |         |   |
| 事件番号  |                |                  |     |    | 事件名 |         |         |   |
| 財産の表示   |                | (名称, 数量, 性質及び所在) |     |    |     |         |         |   |
| 差押えの執行機関  |                | 所在地              |     |    |     |         |         |   |
|   |                | 名称               |     |    |     |         |         |   |
| 滞納金額  | 税目             | 年度               | 納期限 | 税額 |     | 延滞金額    | 滞納処分費   | 計 |
|   |                |                  |     | 円  | 円   | 法律による金額 | 法律による金額 |   |
|   |                |                  |     |    |     | 円       | 円       |   |
|   |                |                  |     |    |     |         |         |   |
|   |                |                  |     |    |     |         |         |   |
|   |                |                  |     |    |     |         |         |   |
| 備考  |                |                  |     |    |     |         |         |   |
| <p>「延滞金」及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。</p>   |                |                  |     |    |     |         |         |   |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第19号（第29条関係）

|   |                |                |  |
|---|----------------|----------------|--|
| 差押解除書及び交付要求解除書  |                |                |  |
| 年 月 日   |                |                |  |
| 所在地<br>地方裁判所 支部<br>執行官 様  |                |                |  |
| 新潟市長 印  |                |                |  |
| 下記の財産の差押えを解除しますので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 の規定により、この書面を交付します。<br>なお、交付の要求も解除します。 |                |                |  |
| 滞納者   | 住（居）所<br>（所在地） |                |  |
|   | 氏名<br>（名称）     |                |  |
| 事件番号  |                | 事件名            |  |
| 財産の表示   |                | （名称，数量，性質及び所在） |  |
| 差押え   | 執行機関           | 所在地            |  |
|   |                | 名称             |  |
|   | 差押年月日          | 年 月 日          |  |
| 交付要求年月日   |                | 年 月 日          |  |
| 参加差押え   | 執行機関           | 所在地            |  |
|   |                | 名称             |  |
|   | 財産の表示          | （名称，数量，性質及び所在） |  |
| 備考  |                |                |  |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第20号（第33条関係）

|   |                |    |                  |    |   |              |              |   |
|---|----------------|----|------------------|----|---|--------------|--------------|---|
| 差押通知書及び交付要求書  |                |    |                  |    |   |              |              |   |
| 年 月 日   |                |    |                  |    |   |              |              |   |
| 所在地   |                |    |                  |    |   |              |              |   |
| 地方裁判所   |                |    | 支部               |    |   |              |              |   |
| 執行官   |                |    | 様                |    |   |              |              |   |
| 新潟市長 印  |                |    |                  |    |   |              |              |   |
| 滞納金額を徴収するため、下記の財産に対して 年 月 日に差押えをいたしましたので、滞納処分の強制執行等との手続の調整に関する 法律 政令 の規定により通知します。 |                |    |                  |    |   |              |              |   |
| なお、国税徴収法第82条第1項の規定により交付の要求をします。   |                |    |                  |    |   |              |              |   |
| 滞納者   | 住（居）所<br>（所在地） |    |                  |    |   |              |              |   |
|   | 氏名<br>（名称）     |    |                  |    |   |              |              |   |
| 事件番号  |                |    | 事件名              |    |   |              |              |   |
| 財産の表示   |                |    | (名称, 数量, 性質及び所在) |    |   |              |              |   |
| 差押えの執行機関  |                |    | 名称               |    |   |              |              |   |
|   |                |    | 所在地              |    |   |              |              |   |
| 滞納金額  | 税目             | 年度 | 納期限              | 税額 |   | 延滞金額         | 滞納処分費        | 計 |
|   |                |    |                  | 円  | 円 | 法律による金額<br>円 | 法律による金額<br>円 |   |
|   |                |    |                  |    |   |              |              |   |
|   |                |    |                  |    |   |              |              |   |
|   |                |    |                  |    |   |              |              |   |
|   |                |    |                  |    |   |              |              |   |
| 備考  |                |    |                  |    |   |              |              |   |

「延滞金」及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。



別記様式第 2 1 号 (第 3 4 条関係)

強制競売等終了通知書

年 月 日

住(居)所(法人にあっては所在地)  
 氏名(法人にあっては名称) 様

新潟市長 印

下記の財産について、 地方裁判所から強制競売等の 申立てが取り下げられた  
 手続を取り消す決定が効力  
 を生じた 旨の通知を受けましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する  
 政令 の規定により通知します。

|          |                |                  |     |    |     |                  |                  |   |
|----------|----------------|------------------|-----|----|-----|------------------|------------------|---|
| 滞納者      | 住(居)所<br>(所在地) |                  |     |    |     |                  |                  |   |
|          | 氏名<br>(名称)     |                  |     |    |     |                  |                  |   |
| 事件番号     |                |                  |     |    | 事件名 |                  |                  |   |
| 財産の表示    |                | (名称, 数量, 性質及び所在) |     |    |     |                  |                  |   |
| 差押年月日    |                | 年 月 日            |     |    |     |                  |                  |   |
| 強制競売等の種類 |                |                  |     |    |     |                  |                  |   |
| 滞納金額     | 税目             | 年度               | 納期限 | 税額 |     | 延滞金額             | 滞納処分費            | 計 |
|          |                |                  |     | 円  | 円   | 法律による<br>金額<br>円 | 法律による<br>金額<br>円 |   |
|          |                |                  |     |    |     |                  |                  |   |
|          |                |                  |     |    |     |                  |                  |   |
|          |                |                  |     |    |     |                  |                  |   |
|          |                |                  |     |    |     |                  |                  |   |
| 備考       |                |                  |     |    |     |                  |                  |   |

「延滞金」及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第 2 2 号 (第 3 6 条関係)

|   |                |    |                  |    |   |         |         |   |
|---|----------------|----|------------------|----|---|---------|---------|---|
| 滞納処分続行通知書   |                |    |                  |    |   |         |         |   |
| 年 月 日   |                |    |                  |    |   |         |         |   |
| 住(居)所(法人にあっては所在地)<br>氏名(法人にあっては名称) 様                                      |                |    |                  |    |   |         |         |   |
| 新潟市長 印  |                |    |                  |    |   |         |         |   |
| 下記の財産について、 年 月 日に滞納処分続行承認の決定がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令 の規定により通知します。 |                |    |                  |    |   |         |         |   |
| 滞納者   | 住(居)所<br>(所在地) |    |                  |    |   |         |         |   |
|   | 氏名<br>(名称)     |    |                  |    |   |         |         |   |
| 事件番号  |                |    | 事件名              |    |   |         |         |   |
| 財産の表示   |                |    | (名称, 数量, 性質及び所在) |    |   |         |         |   |
| 差押年月日   |                |    | 年 月 日            |    |   |         |         |   |
| 滞納金額  | 税目             | 年度 | 納期限              | 税額 |   | 延滞金額    | 滞納処分費   | 計 |
|   |                |    |                  | 円  | 円 | 法律による金額 | 法律による金額 |   |
|   |                |    |                  |    |   | 円       | 円       |   |
|   |                |    |                  |    |   |         |         |   |
|   |                |    |                  |    |   |         |         |   |
|   |                |    |                  |    |   |         |         |   |
| 備考  |                |    |                  |    |   |         |         |   |
| 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。                                |                |    |                  |    |   |         |         |   |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第23号（第44条関係）

|   |                |       |                |    |   |         |         |   |
|---|----------------|-------|----------------|----|---|---------|---------|---|
| <p style="margin: 0;">債権差押通知書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">所在地 地方裁判所 支部 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">新潟市長 印</p> <p style="margin: 0;">滞納金額を徴収するため、下記の債権に対して 年 月 日に差押えをいたしましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 の規定により通知します。</p> |                |       |                |    |   |         |         |   |
| 滞納者   | 住（居）所<br>（所在地） |       |                |    |   |         |         |   |
|   | 氏名<br>（名称）     |       |                |    |   |         |         |   |
| 事件番号  |                |       |                |    |   | 事件名     |         |   |
| 債権の表示等  | 第三債務者          |       | 住（居）所<br>（所在地） |    |   |         |         |   |
|   |                |       | 氏名<br>（名称）     |    |   |         |         |   |
|   |                | 債権の表示 |                |    |   |         |         |   |
| 差押え   | 執行機関           |       | 所在地            |    |   |         |         |   |
|   |                |       | 名称             |    |   |         |         |   |
|   | 差押年月日          |       | 年 月 日          |    |   |         |         |   |
|   | 差押えの範囲         |       |                |    |   |         |         |   |
| 滞納金額  | 税目             | 年度    | 納期限            | 税額 |   | 延滞金額    | 滞納処分費   | 計 |
|   |                |       |                | 円  | 円 | 法律による金額 | 法律による金額 |   |
|   |                |       |                |    |   | 円       | 円       |   |
|   |                |       |                |    |   |         |         |   |
|   |                |       |                |    |   |         |         |   |
|   |                |       |                |    |   |         |         |   |

「延滞金」及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第 2 4 号 (第 4 4 条関係)

|   |                |                |       |     |      |         |         |
|---|----------------|----------------|-------|-----|------|---------|---------|
| <p style="margin: 0;">債権差押通知書及び交付要求書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">所在地 地方裁判所 支部 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">新潟市長 印</p> <p style="margin: 0;">滞納金額を徴収するため、下記の債権に対して 年 月 日に差押えをいたしましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 の規定により通知します。</p> <p style="margin: 0;">なお、国税徴収法第 8 2 条第 1 項の規定により交付の要求をします。</p> |                |                |       |     |      |         |         |
| 滞納者   | 住(居)所<br>(所在地) |                |       |     |      |         |         |
|   | 氏名<br>(名称)     |                |       |     |      |         |         |
| 事件番号  |                |                |       | 事件名 |      |         |         |
| 債権の表示等  | 第三債務者          | 住(居)所<br>(所在地) |       |     |      |         |         |
|   |                | 氏名<br>(名称)     |       |     |      |         |         |
| 債権の表示   |                |                |       |     |      |         |         |
| 差押え   | 執行機関           |                | 所在地   |     |      |         |         |
|   |                |                | 名称    |     |      |         |         |
|   | 差押年月日          |                | 年 月 日 |     |      |         |         |
|   | 差押えの範囲         |                |       |     |      |         |         |
| 滞納金額  | 税目             | 年度             | 納期限   | 税額  | 延滞金額 | 滞納処分費   | 計       |
|   |                |                |       | 円   | 円    | 法律による金額 | 法律による金額 |
|   |                |                |       |     | 円    | 円       |         |
|   |                |                |       |     |      |         |         |
|   |                |                |       |     |      |         |         |
|   |                |                |       |     |      |         |         |

「延滞金」及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第 2 5 号 (第 4 4 条関係)

|  |                |    |      |    |   |              |              |   |
|--|----------------|----|------|----|---|--------------|--------------|---|
| 滞納現在額申立書   |                |    |      |    |   |              |              |   |
| 年 月 日  |                |    |      |    |   |              |              |   |
| 所在地  |                |    |      |    |   |              |              |   |
| 地方裁判所  |                |    | 支部 様 |    |   |              |              |   |
| 新潟市長 印   |                |    |      |    |   |              |              |   |
| 滞納金額は下記のとおりですので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する<br>政令 の規定により、この書面を交付します。 |                |    |      |    |   |              |              |   |
| 滞納者  | 住(居)所<br>(所在地) |    |      |    |   |              |              |   |
|  | 氏名<br>(名称)     |    |      |    |   |              |              |   |
| 滞納金額   | 税目             | 年度 | 納期限  | 税額 |   | 延滞金額         | 滞納処分費        | 計 |
|  |                |    |      | 円  | 円 | 法律による金額<br>円 | 法律による金額<br>円 |   |
|  |                |    |      |    |   |              |              |   |
|  |                |    |      |    |   |              |              |   |
|  |                |    |      |    |   |              |              |   |
|  |                |    |      |    |   |              |              |   |
| 備考   |                |    |      |    |   |              |              |   |
| 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に記載した金額は、この書類を作成した日までのものです。                     |                |    |      |    |   |              |              |   |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。

別記様式第26号（第44条関係）

|  |                |                |     |
|--|----------------|----------------|-----|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">債権差押通知書</p>  |                |                |     |
| <p>年 月 日</p>   |                |                |     |
| <p>所在地</p>   |                |                |     |
| <p>地方裁判所</p>   |                | <p>支部</p>      |     |
| <p>執行官</p>   |                | <p>様</p>       |     |
| <p>新潟市長 印</p>  |                |                |     |
| <p>滞納金額を徴収するため、下記の債権に対して 年 月 日に差押えを<br/>                 しましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令 の<br/>                 規定により通知します。</p> |                |                |     |
| 滞<br>納<br>者  | 住（居）所<br>（所在地） |                |     |
|  | 氏名<br>（名称）     |                |     |
| 事件番号   |                |                | 事件名 |
| 債<br>権<br>の<br>表<br>示<br>等   | 第三債務者          | 住（居）所<br>（所在地） |     |
|  |                | 氏名<br>（名称）     |     |
|  | 債権の表示          |                |     |
| 差押年月日  |                | 年 月 日          |     |
| 差押えの範囲   |                |                |     |

注 根拠条文等は、適切なものを記載すること。